台湾における知的財産の現況
～在台湾日系企業が抱える問題～

2014年5月

（公財）交流協会台北事務所
経済部貿易相談室主任

内山　隆史

台湾における知的財産の現況

台湾の概要

＜概況＞
面積：36,191平方km（日本の約1/10）
人口：2332万人（2012年12月）
国内総生産（GDP）：5,062億米ドル（2012年：日本は59,844億米ドル）
一人当たりGDP：20,386米ドル（2012年）
工業系従業員月平均給与：46,603台湾ドル（2013年1～6月）
サービス業系従業員月平均給与:50,350 台湾ドル（2013年1～6月）
失業率：4.24％（2012年）
貿易（全体）：輸出（3,012億ドル）　輸入（2,704億ドル）

人的往来：
日本人訪台者　143万人（過去最高）(2012年）
台湾人訪日者　147万人（日本から見て第3位）（2012年）
長期滞在者　在台邦人　16,229人 (2013年7月)
在日台湾人 22,773人 (2012年12月)
日台間の定期旅客便　366便／週（2013年5月実績）

【日本政府の基本的立場】
○ 台湾との関係に関する我が国の基本的立場は、1972年の日中共同声明にあるとおりであり、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持してきている。
（注）日台間の民間ベースの実務処理機構として、財団法人交流協会（日本側）、亜東関係協会（台湾側）を設置。
○台湾は我が国にとって緊密な関係を有する重要な地域であり、日本は台湾との関係を重視。

台湾の経済概況

【経済関係】

●貿易（2013年）：貿易額　623.9億ドル（台湾財政部）（台湾から見て第2位）（日本から見て第5位※貿易統計）

※うち日本からの輸入431.7億ドル／日本への輸出192.2億ドル

●投資（2013年）：台湾への直接投資 4.1億ドル（台湾から見て第3位）／618件（台湾から見て第1位）

日本への直接投資1.7億ドル（台湾から見て第6位）／ 25件（台湾から見て第4位）

●在台日系企業数：1137社（2012年度）

※台北市工商会等の会員企業は591社（2013年末）

【国家発展の5つの柱（2012年2期目　馬英九相当就任時）】

①経済成長の原動力の強化（ECFA後続交渉、FTA、TPP等）
②雇用の創出と社会における公平と正義の定着（経済成長の追求、能力に見合った課税等）
③低炭素とグリーンエネルギーの環境づくり（グリーンエネルギー産業、エネルギー価格の合理化等）
④文化的国力の構築（文化的価値・コンテンツの経済的価値への転換等）
⑤積極的な人材育成と招聘（高校教育無償化等、世界の優秀人材の招き入れ）

【人的往来】

●人的往来

日本人訪台者：142万人（1,421,550人）（2013年、前年比0.8%減）(交通部観光局出典)

台湾人訪日者：221万人（2,210,800人）（2013年、前年比50.8%増）（日本政府観光局（JNTO）出典）

●長期滞在者

在 台 邦 人：16,745人（2014年2月）

在日台湾人：29,466人（2013年6月）

●日台間の定期旅客便：397便／週（2013年12月実績）

●日台間の定期航空路線：20路線(2013年12月実績)

＜経済指標＞

	年間経済成長率	一人当たり国民所得（GNP）	失業率
2008年	0.73%	17,833米ドル	4.14%
2009年	▲1.81%	16,901米ドル	5.85%
2010年	10.76%	19,090米ドル	5.21%
2011年	4.19%	20,625米ドル	4.39%
2012年	1.48%	21,082米ドル	4.24%
2013年	2.11%	21,557米ドル	4.18%
2014年	2.82%（見通し）	21,753米ドル（見通し）	

良好な民意

【世論調査】

●台湾の人々の対日意識

※交流協会実施（2013年1月）

最も好きな国は日本→43%

（群を抜いて第1位。2位の中国、米国、星は各7%）

日本に親しみを感じる→65%

●日本人の対台意識

※駐日台北経済文化代表処実施（2011年5月）

台湾を身近に感じる→67%

現在の日台関係は良好→91%

台湾を信頼している→84%

台湾の政治状況

【総統選挙及び立法委員（国会議員）選挙】

●2012年1月14日、総統選挙及び立法委員選挙を同時実施。
●即日開票の結果、与党現職の馬英九・国民党総統候補が再選。
●立法委員選挙でも与党・国民党が単独過半数を確保して勝利。

＜現総統：2期目（～2016年）＞

馬英九・総統兼国民党主席
・1950年7月生
・台湾大学学士、ﾆｭｰﾖｰｸ大学修士、ﾊｰﾊﾞｰﾄﾞ大学博士
・法務部長、行政委員政務委員、政治大学副教授、台北市長、**国民党**主席歴任

【立法委員選挙の党派別獲得議席数】

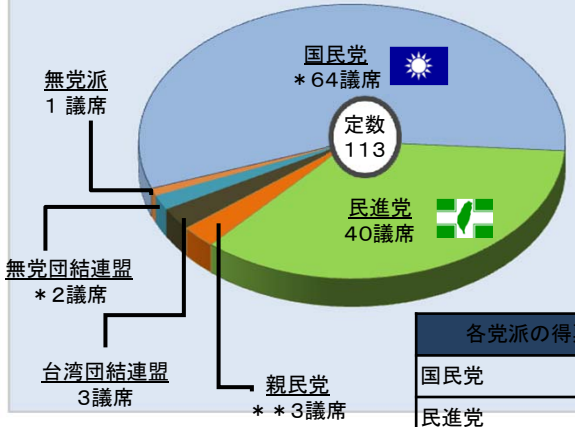

＊但し、2013年1月の補選の結果、無党団結連盟は1議席、国民党は65議席。

＊＊うち1議席は、有罪確定に伴い失職し、現在、親民党は2議席となり、2013年7月より空席1。

各党派の得票率（比例代表区）	
国民党	44.5 %
民進党	34.6 %
台湾団結連盟	9.0 %
親民党	5.5 %
他	6.4 %

＜両岸関係＞

●**人的往来の拡大**（2013年、香港除く）
・**台湾からの訪中者数　：　307.2万人**（前年比−2.13%）　※日本からの2013年訪中者は約287.7万人（前年比−18%）
・**中国からの訪台者数　：　283.7万人**（前年比+11.2%）

●**経済貿易関係**（2013年）***・・・台湾の対中輸出依存度は2004年以来約40%で推移***
・**対中貿易総額**（香港含む）：**1647.2億米ドル**（前年比+1.5%）
⇒　**うち輸出1204.7億米ドル（前年比+1.5%）、輸入442.5億米ドル（前年比+1.6%）**
※対中貿易では輸出入とも機械・電気設備が最多（2013年：輸出613.3億米ドル、輸入230.4億米ドル）
・**中台間の直接投資投資**（香港除く）
⇒　**台→中：　86.8億米ドル**（前年比−20.5%）***・・・対中投資は減少傾向に***
中→台：　3.6億米ドル（前年比+10.0%）※2009年6月解禁

両岸関係（経済関連）

＜ECFA（両岸経済協力枠組み取決め）、両岸サービス貿易取決め　経緯＞

●2010年6月、第5回両岸窓口トップ会談で締結

●2010年9月、発効　　～貿易の自由化と経済協力における中長期的な枠組みと目標を設定。

●2011年1月、アーリーハーベスト適用開始

●発効後半年以内に、物品・サービス・投資・紛争解決の各分野につき交渉開始

1. 2012年8月、第8回両岸窓口トップ会談で「両岸投資保障促進取決め」等に署名
2. 2013年6月、第9回両岸窓口トップ会談で「両岸サービス貿易取決め」に署名

～大陸側は80項目、台湾側は64項目を開放

～2014年3月、立法院で審査に入るも大規模抗議活動を招来し、審査未終了

＜ECFA（両岸経済協力枠組み取決め）におけるアーリーハーベストの概要＞

中国側のアーリーハーベスト（台湾側が関税優遇等を享受）

■物品（計539項目）＝2009年の中国への輸出金額（約837億ドル）の16.1%（約138億ドル）が該当。品目数は、中国側のHSコード8桁品目数（7,868品目）のうち、6.9%を占める

工業製品（521項目）

・石油化学（88項目）：基本原料、特殊化学品、プラスチック製品など
・機械（107項目）：工作機械、産業機械、その他機械、機械部品など
・紡織（136項目）：各種生地、紡織製品、靴類など
・輸送用機器（50項目）：自動車部品、自転車及び部品など
・その他（140項目）：鉄鋼、セメント、医療器材、精密機器、金型、ガラス、電子製品、電機製品、小物家電、工具など

農産品（18項目）

・台湾農漁産品：活魚、バナナ、オレンジ、メロン、茶葉、蘭など

■サービス業（11項目）

・会計簿記サービス、パソコンサービス、自然科学等研究開発、会議サービス、設計サービス、映画放映、病院サービス、航空機メンテナンス、保険業、銀行業、証券業

関税低減のスケジュール

現在の関税率	実施1年目	実施2年目	実施3年目
0～5%以下	無税	-	-
5%～15%以下	5%	無税	-
15%以上	10%	5%	無税

台湾側のアーリーハーベスト（中国側が関税優遇等を享受）

■物品（計267項目）＝2009年の中国から輸入総額（約255億ドル）の10.5%（約29億ドル）が該当。品目数は、台湾側のHSコード8桁品目数（8,730品目）のうち、3.1%を占める

工業製品（267項目）

・石油化学（42項目）：基本原料、特殊化学品、プラスチック原料など
・機械（69項目）：産業機械、その他機械、機械部品など
・紡織（22項目）：綿糸、綿布、ナイロンなど
・輸送用機器（17項目）：自転車（完成車）及び部品など
・その他（117項目）：精密機械部品、金型、金属製品、ゴム・プラスチック、電子製品、電機製品など

■サービス業（9項目）

・研究開発、会議サービス、展示サービス、特製品設計サービス、映画放映、問屋（流通仲介）サービス、運動レクサービス、空運サービス電子化、銀行業

■労働者の移動

・中国人労働者の台湾での就業は未開放

関税低減のスケジュール

現在の関税率	実施1年目	実施2年目	実施3年目
0～2.5%以下	無税	-	-
2.5%～7.5%以下	2.5%	無税	-
7.5%以上	5%	2.5%	無税

出所）ECFAの影響と展望（2012年4月）

＜両岸担当閣僚の初会談＞

○王郁琦・行政院大陸委員会主任委員の初の公式訪中
（2014年2月11～14日）

○中台双方の両岸主管部門代表（閣僚級）による
初の正式トップ会談

○非公式会談で「馬習会談」につき意見交換

APECの利用に関し、
意見の相違

＜会談概要＞

●大陸委と国台弁の連絡・意思疎通メカニズム確立等で同意

●張志軍・国台弁主任の訪台を招請

●台湾：TPP/RCEP参加と両岸経済深化の頭を揃えた併進を主張
大陸：ECFA後続取決め年内完成に期待、両岸経済共同発展
＋地域経済協力プロセスの連結

●両岸事務所相互設置

●記者の相互常駐

日本と東アジア地域の経済状況

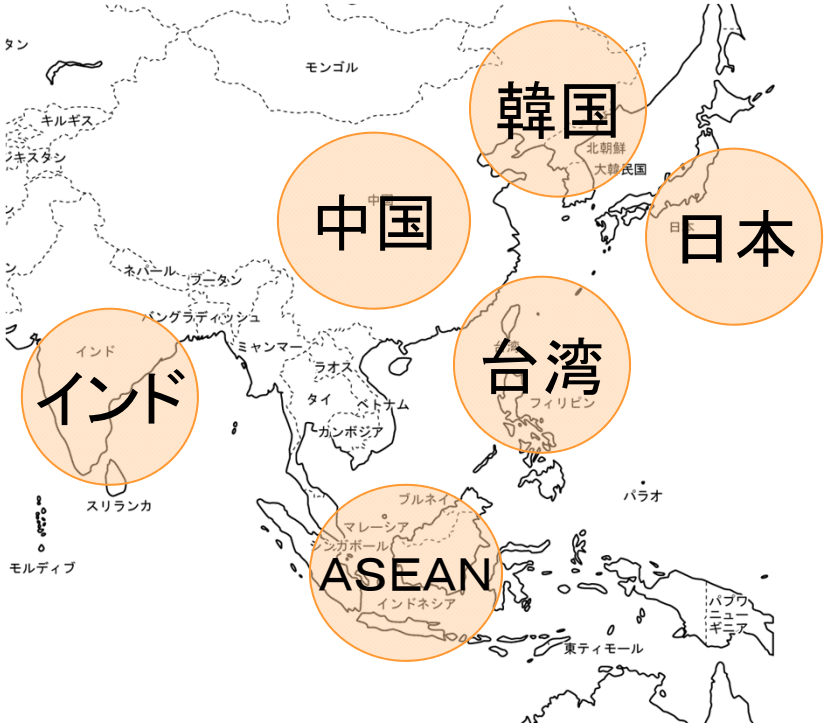

＜台湾と東アジア地域の貿易統計＞

（億米ドル）

	2013年			
	輸出	輸入	割合（輸出）	割合（輸入）
世界	3,055	2,701	100.0%	100.0%
日本	192	432	6.3%	16.0%
中国	818	426	26.8%	15.8%
香港	394	17	12.9%	0.6%
韓国	121	158	4.0%	5.8%
インド	34	28	1.1%	1.0%
ASEAN6	579	324	19.0%	12.0%

＜日本と東アジア地域の貿易統計＞

（億米ドル）

	2013年			
	輸出	輸入	割合（輸出）	割合（輸入）
世界	7,193	8,392	100.0%	100.0%
東アジア	3,780	3,624	52.6%	43.2%
中国	1,299	1,821	18.1%	21.7%
香港	376	162	5.2%	1.9%
台湾	419	239	5.8%	2.8%
韓国	569	361	7.9%	4.3%
インド	87	712	1.2%	8.5%
ASEAN	1,116	1,186	15.5%	14.1%
シンガポール	211	75	2.9%	0.9%
タイ	362	222	5.0%	2.6%
マレーシア	153	300	2.1%	3.6%
インドネシア	171	291	2.4%	3.5%
フィリピン	97	93	1.3%	1.1%
ブルネイ	2	48	0.0%	0.6%
ベトナム	106	143	1.5%	1.7%
ラオス	1	1	0.0%	0.0%
ミャンマー	11	8	0.2%	0.1%
カンボジア	2	6	0.0%	0.1%

両岸関係はこれまでになく良好

- ○ 2008年5月、馬英九政権発足後、両岸関係は急速に進展
- ○ 2010年6月に「両岸経済協力枠組取決め（ECFA)」を締結（同時に、海峡両岸知的財産権保護協力協議を締結）
- ○ 2012年1月、馬政権二期目
- ○ 2013年6月、サービス貿易協定に合意（未批准）
- ○ 2013年10月、中台両岸担当閣僚が初対面（APEC）
- ○ 2014年2月、中台の両岸担当閣僚が南京で初会談。非公式会談で「馬習会談」も話題に。

＜第三国への輸出割合（中国経由）＞

日本	17%
韓国	18%
台湾	38%

（注）日韓台の輸出統計／中国の輸入統計より計算　出典：ECFAの影響と展望（交流協会）

輸出入品目順位（台湾全体:2012年）

（輸出）1.電子製品(28%)
2.基本金属等(9%)、3.プラスチック等(8%)

（輸入）1.鉱産物(27%)
2.電子製品(15%)、3.化学品(11%)

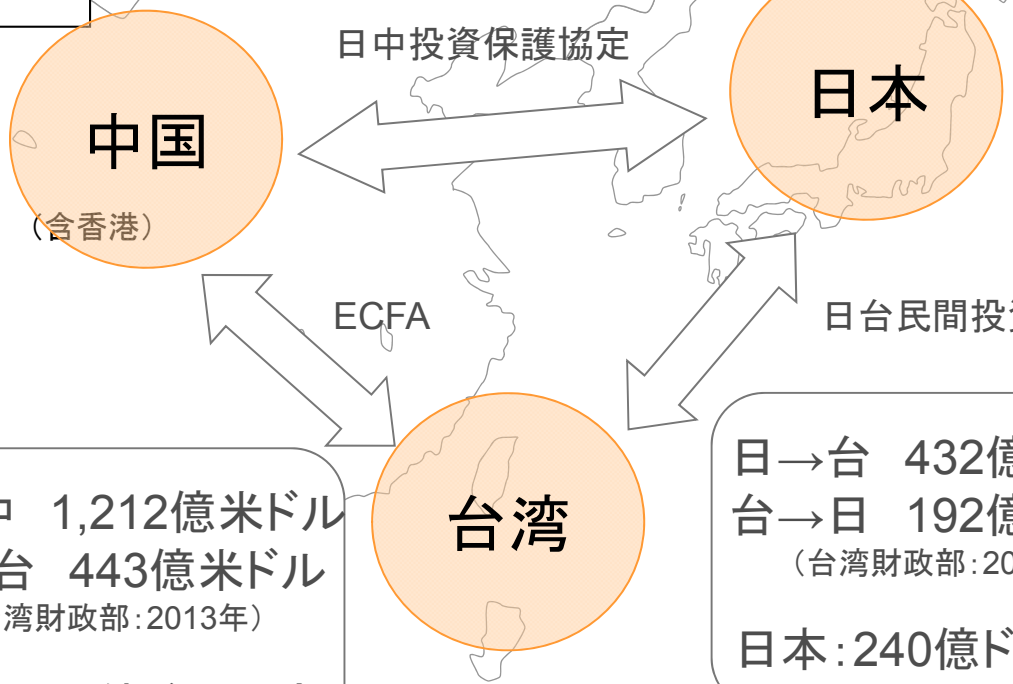

日→中　1,675億米ドル
中→日　1,983億米ドル
（日本財務省：2013年）

中国：308億ドル黒字

台→中　1,212億米ドル
中→台　443億米ドル
（台湾財政部：2013年）

台湾：769億ドル黒字

日→台　432億米ドル
台→日　192億米ドル
（台湾財政部：2013年）

日本：240億ドル黒字

両岸関係（知財に関しても急接近）

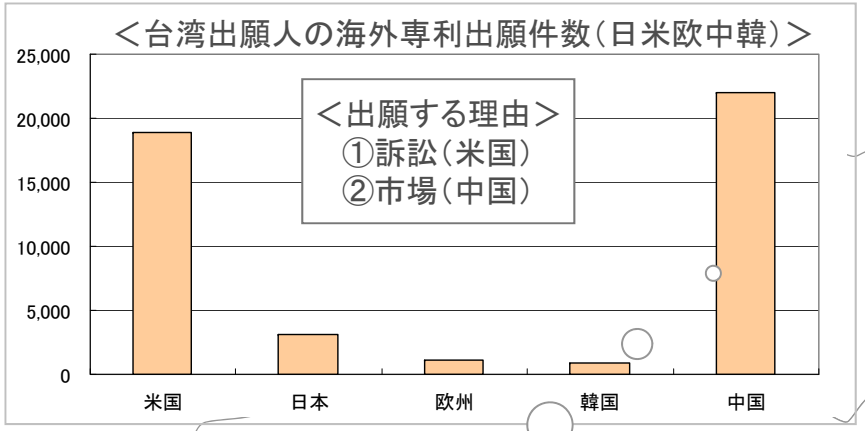

海峡両岸知的財産権保護協力協議締結（2010年）

1. 両岸優先権の承認
2. 両岸協議処理メカニズム構築
3. ハイレベル会合の開催

（両岸専利論壇は既に6回開催）

日→中　42,278件
（7.8%）
中→日　2,022件
（44.3%）

台湾企業の中国子会社が、中国出願を行っているため、台湾系による中国出願は更に多い。鴻海（中国：鴻富錦精密工業）：2,908件(2011年）

中国

日本

台湾

台→中　11,748件
（3.5%）
中→台　1,254件
（79.7%）

2013年は
8.5%減少

在中国台湾子会社が、台湾に優先権主張を用いて、出願しているケースが多い。（智慧局HPより）

日→台　12,646件
（6.9%）
台→日　1,368件
（4.0%）

出所）日中台特許庁HP　2012年のデータ（増加率）

両岸関係（知財）

＜両岸知財の接近＞

①両岸における知的財産権保護協力協議締結
・両岸における優先権主張の承認
・ハイレベル会合の開催
・両岸における法的解決メカニズムの構築

②台湾人への中国専利師資格の開放
・2011年から試験が開催され、2011年の試験では17名が合格。
（現時点で、約100名が合格。）

③両岸サービス貿易協議締結（未批准）
・台湾のサービス提供者が工商行政管理総局に登記し、経営主体としての法定資格を取得した後，中国で商標代理業務に従事することが認められた。

＜日系ユーザーの関心事項＞
・両岸FTAによる関税撤廃による模倣品増加の懸念
・台湾特許庁と中国特許庁の交流により、中国知財法及び運用の台湾知財法への反映の懸念
・台湾出願若しくは中国出願を他方の出願への利用の可能性
（コスト削減＆品質の向上に期待）

両岸関係（知財）

日本と台湾との架け橋
公益財団法人
交流協会
Interchange Association,Japan(IAJ)

＜中国から台湾知財法への反映＞

・特許と実用新案の同時出願の許可（2013年1月時点では、中国と全く一緒の規定であったが、2013年6月に特許取得時の実用新案権の取扱いが変更に）

・新専利法の改正趣旨に大陸専利法を参考にしたとする条文は多数。（5,23-26,29,52,63,70,71,97,104,115条）

＜台湾から中国知財法への反映の可能性も＞

○両岸における特許審査官協議の開始（2013年9月）

○両岸専利・商標論壇時に、制度面に関する意見交換も存在

○商標論壇時における台湾代理人からの日本と同様の意見、質問

＜両岸商標論壇（ハイレベル会合）の開催＞

開催回	日程	大陸側高官	台湾側高官	開催地
1	2006.11	不明	不明	アモイ
2	2007.1	不明	不明	台北
3	2008.11	不明	不明	成都
4	2009.6	不明	不明	台北
5	2010.9	商標副局長（劉燕）	TIPO主任秘書（洪淑敏）	貴州
6	2011.5	SAIC副総局長（付双建）	TIPO局長（王美花）	台北
7	2012.11			無錫
8	2013.4			台北

2012両岸専利論壇
（王TIPO局長、賀SIPO副局長参加）

＜両岸専利論壇（ハイレベル会合）の開催＞

開催回	日程	大陸側高官	台湾側高官	開催地
1	2008.11.18-19	SIPO副局長（李玉光）	TIPO局長（王美花）	台湾（宜蘭）
2	2009.11.18-20			中国（杭州）
3	2010.11.16-17	SIPO副局長（肖興威）		台湾（台北）
4	2011.11.24-25	SIPO副局長（李玉光）		中国（福建）
特別	2012.7.11	SIPO局長（田力普）		台湾（台北）
5	2012.12.4-5	SIPO副局長（賀化）		台湾（台北）
6	2013.11.19-20	SIPO副局長（楊鉄軍）		中国（山東）

日本出願人も台湾を重要視

＜日本出願人の海外への出願状況＞

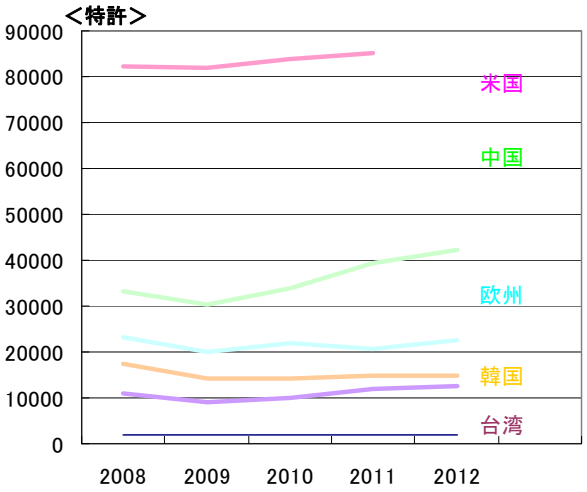

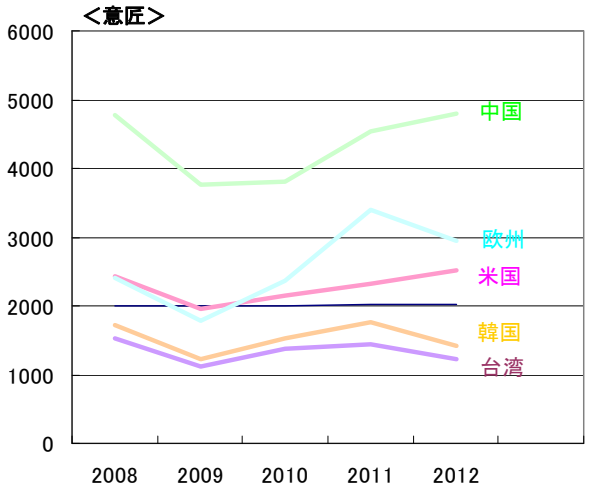

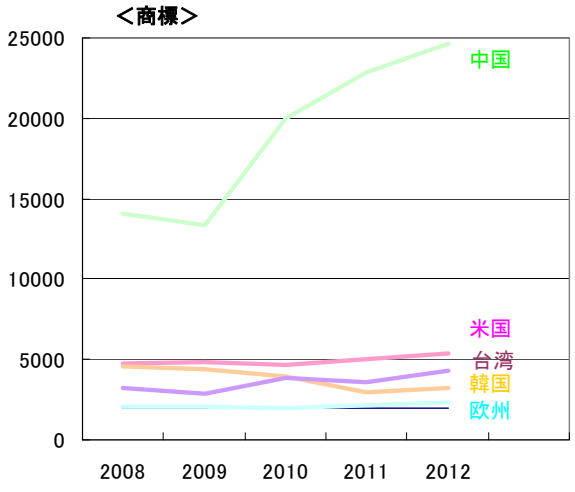

＜台湾における特許出願件数＞

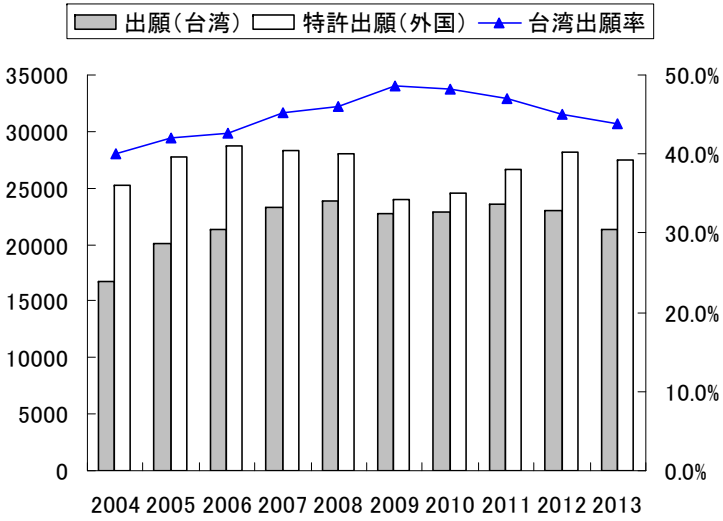

国別	新規出願(2013)				
	発明(特許)	新型(実用新案)	新式様(意匠)	合計	百分率
台湾	21,730	23,837	5,147	50,714	60.95%
日本	12,149	166	1,428	14,013	16.84%
アメリカ	7,475	162	795	8,432	10.13%
韓国	1,997	18	321	2,336	2.81%
中国	1,147	503	135	1,785	2.15%
ドイツ	1,164	42	316	1,663	2.00%

○台湾においては、日本は海外出願人として一番目の出願数

○日本出願人における台湾の重要度は市場規模を考慮すると、高い。（全世界で、5番目。
欧州を一つとして換算）

○2012年に比べ韓国出願が急増（23,8%）。中国出願は減少（▲9.2%）。

台湾上位海外出願人＆出願動向（日本企業）

＜台湾外出願人の台湾への出願上位者Top10：2012年＞

	特許	(件)	実用新案	(件)	意匠	(件)
1	インテル(米)	684	MOLEX(米)	64	富士康(香港)	127
2	東京エレクトロン(日)	434	宸鴻科技(アモイ)	62	ガブリエル　キーファー(独・個人)	101
3	住友化学(日)	433	冠捷顯示科技(アモイ)	41	日産自動車(日)	100
4	日東電工(日)	391	シマノ(日)	35	BMW(独)	76
5	ソニー(日)	340	中微半導体設備(上海)	14	本田技研工業(日)	71
6	半導体エネルギー研究所(日)	329	インテル(米)	8	ソニー(日)	69
7	パナソニック(日)	312	3M(米)	7	パナソニック(日)	50
8	アプライドマテリアル(米)	289	富士康(香港)	6	アップル(米)	40
9	富士フィルム(日)	274	アプライドマテリアル(米)	5	サムスン(韓)	40
10	アップル(米)	273	Delta電子(上海)	5	SMC(日)	40

＜日本人上位出願企業の特許出願件数＞

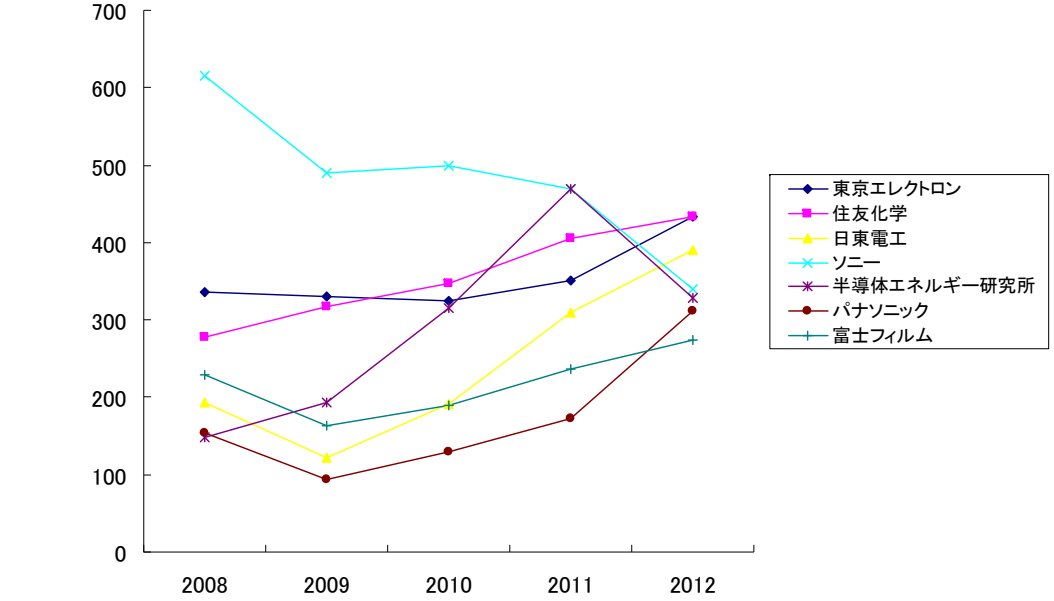

＜日本人上位出願(台湾)企業の特許出願件数比の推移＞

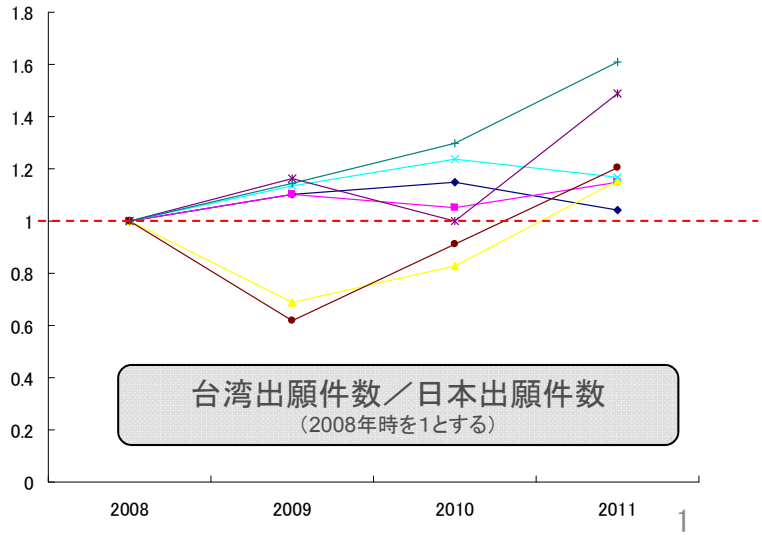

出願傾向（技術分野＆台湾企業）

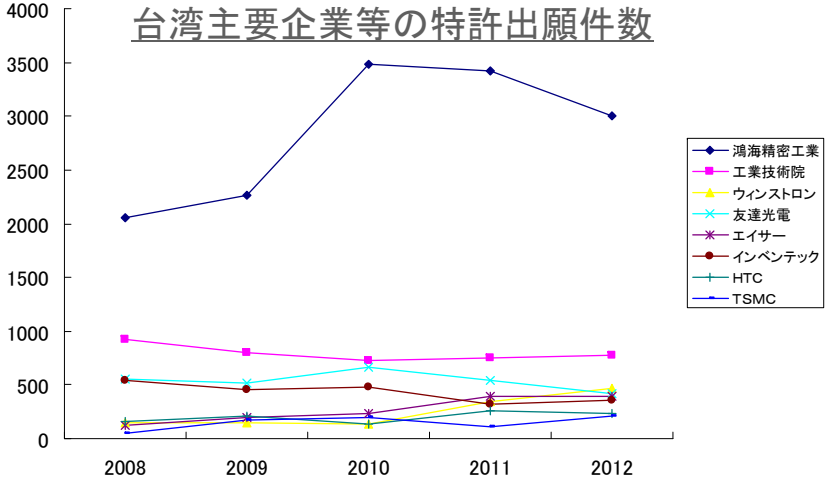

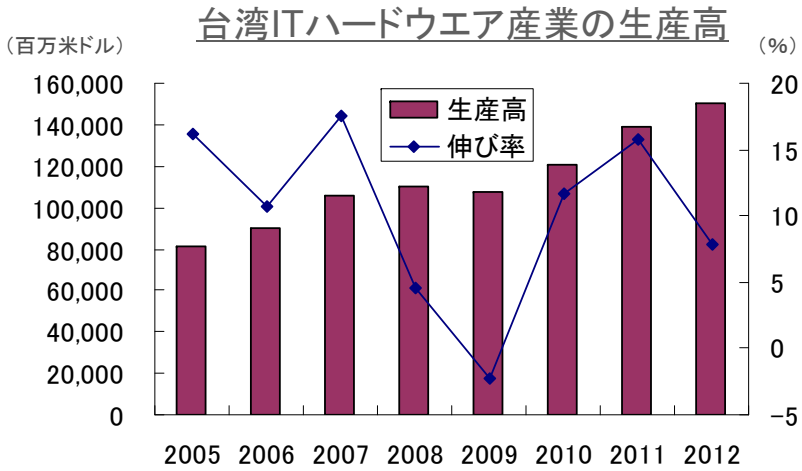

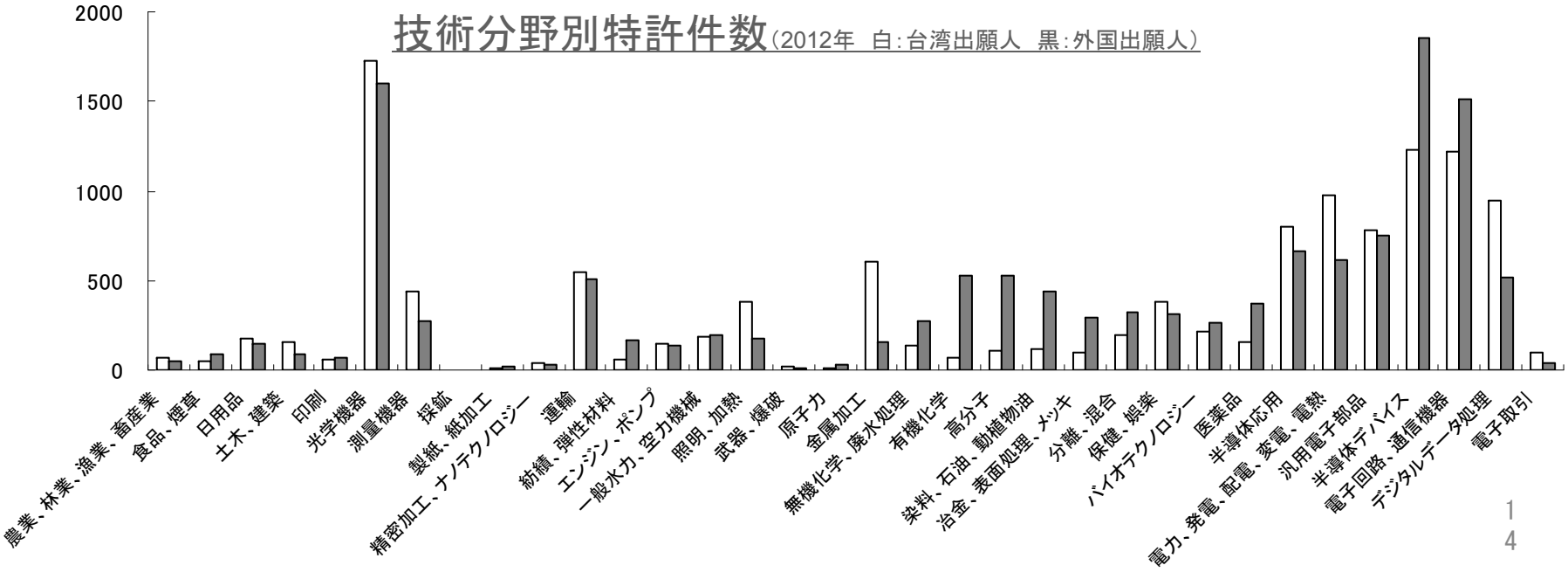

台湾企業戦略

技術貿易収支（億円）

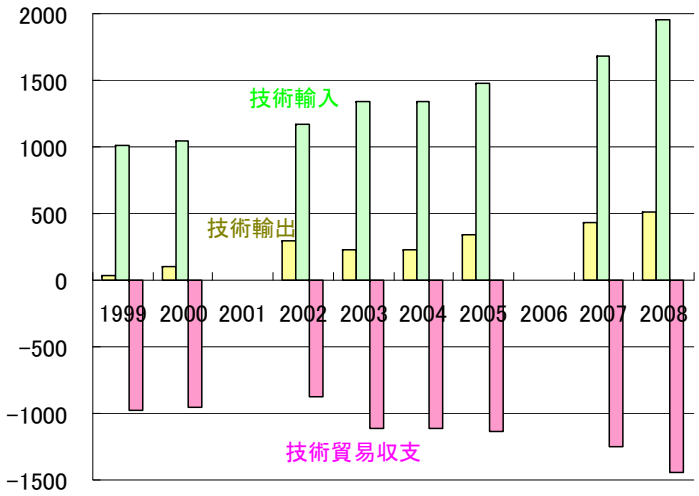

＜TSMC＞
・2011年の特許使用料収支は、1500億台湾ドルの赤字。

＜鴻海グループ＞
・EMS以外の形態も模索。2012年末に台湾で大型テレビの直接販売。専門家による巨大な売り上げに比較して低い利益率。

＜HTC（宏達）＞
・特許侵害訴訟への対応は、徹底的に実施。
（米国における弁護士は、3グループを雇用。①企画戦略担当、 ②訴訟担当、③セカンドオピニオン担当。）
・コンフリクトの問題があるため、積極的に優秀な弁護士を囲い込むことが必要。

＜Interbrand Best Taiwanese Brands 2012＞

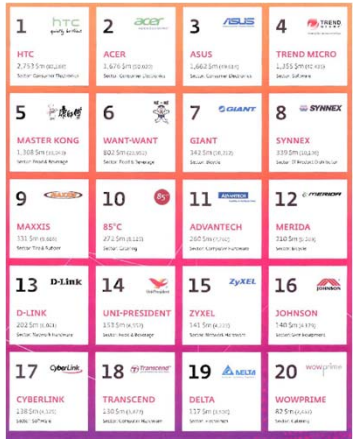

	ブランド	価値（億米ドル）	製品＆サービス
1	HTC	27.63	スマートフォン
2	エイサー	16.76	PC
3	ASUS	16.62	PC,マザーボード
4	トレンドマイクロ	13.55	セキュリティソフト
5	マスター・コン	13.08	食品
6	ワンワン	8.02	食品
7	ジャイアント	3.42	自転車
8	シネックス	3.39	情報通信機器
9	マキシス	3.31	タイヤ
10	85℃	2.72	コーヒーチェーン

○世界の100位には、日本7社、韓国3社、米国53社、欧州34社、北米3社がランクインしているが、台湾は0社。2011年のランキングでは、スマートフォンのHTCが98位にランクインするなど評価は上昇。

○台湾ブランドトップ10の価値総額は108.4億米ドルにのぼり、2003年時に比べ、約3倍に上昇。

○自社ブランドの展開については、日韓に遅れをとっているとの報道も。

出願傾向（他国企業）

各国主要企業別特許件数

＜米欧＞

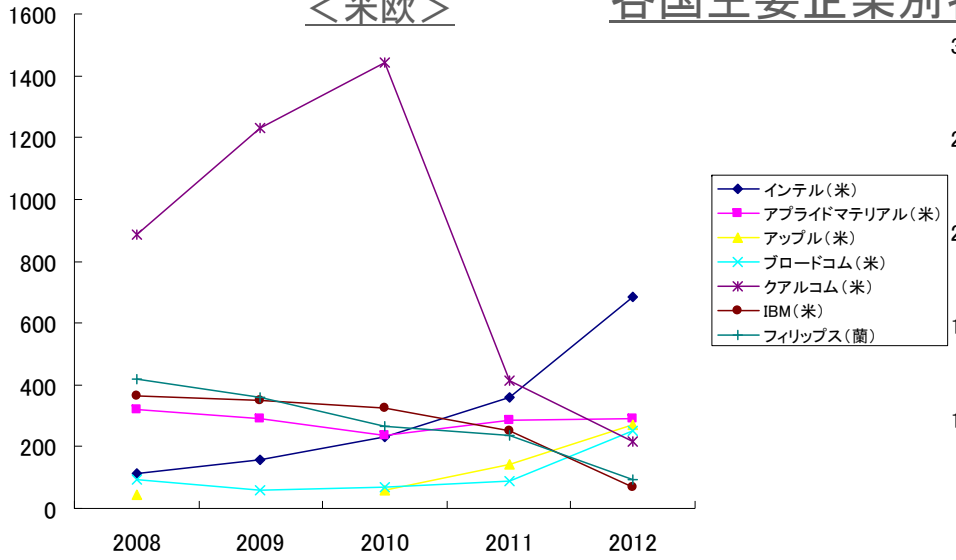

＜韓国＞

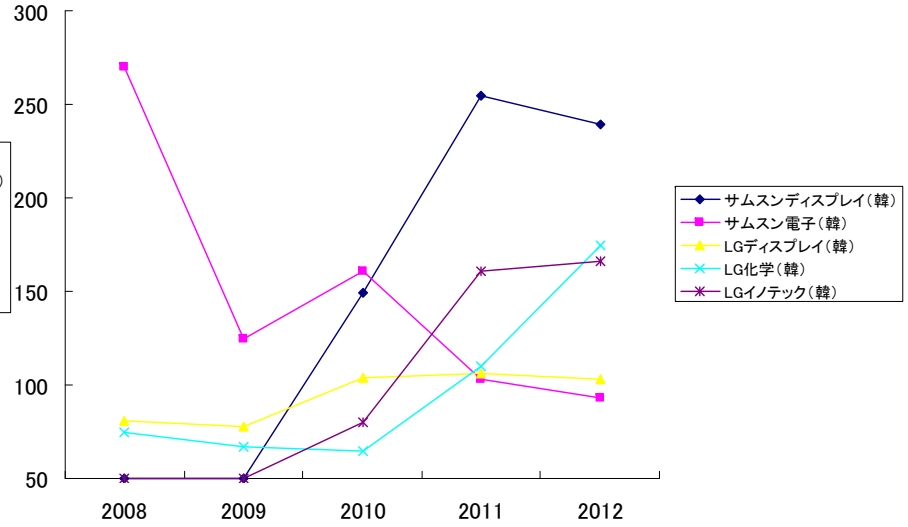

＜中国＞

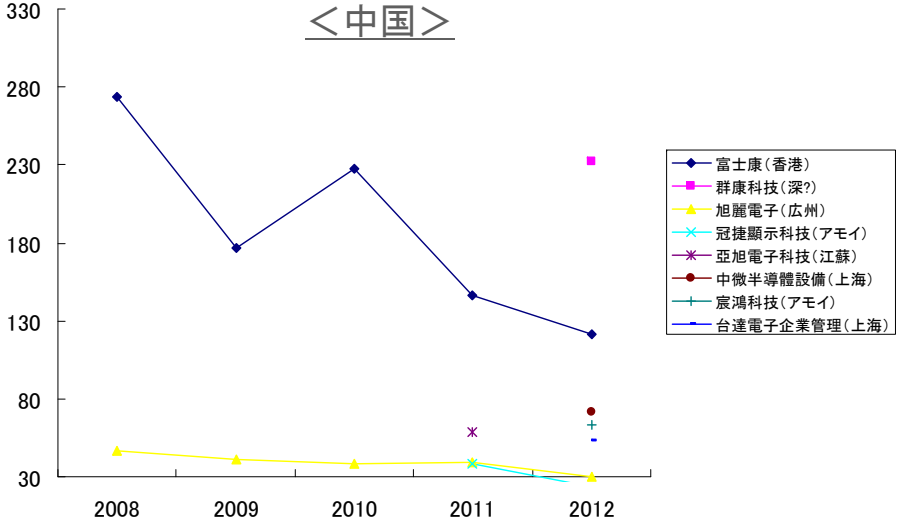

○米欧より、インテル、アップル、ブロードコムの出願が急増しているのに対し、IBM、フィリップスの出願が減少。

○韓国より、サムスンが電子系、LGが電子系及び化学系の出願を近年増加。

○中国より、鴻海の子会社（フォックスコム）の出願は継続しているが、減少。他企業は近年になり出願。

法改正の現況

○改正商標法施行（2012年7月）、改正専利法施行（2013年1月）、
改正営業秘密法施行（2013年2月）

○専利法の一部改訂・施行（2013年6月13日施行）
・特許及び実用新案の同一人による同日出願の権利接続の方針変更
（出願人が特許権を選択した場合に、実用新案登録は2013年1月施行では出願されなかったものと して取り扱われていたが、本改訂により特許の公告日より消滅する）
・2013年1月施行において、3倍損害賠償規定が削除されたが、懲罰性損害賠償規定（3倍）を復活
・実用新案技術報告書の提示を警告時の条件として規定。

○専利法、著作権法の改訂（2014年1月公布）
・専利権を有する物品の水際保護に関する条文の新設（3月22日発効予定）
（裁判所に仮処分を申請することなく、担保金を支払うことで差し押さえが可能に。）
・視聴覚障害者への著作権特例措置、海外法での著作権合法品の台湾への並行輸入禁止がより明確に（1月24日発効）

○著作権法の大改正（現在公聴会等が開催中）
・職務著作、刑事罰の緩和、権利期間の延長、孤児著作への対応等

日本ブランド価値は高評価；模倣も存在

【模倣被害地域の分布】

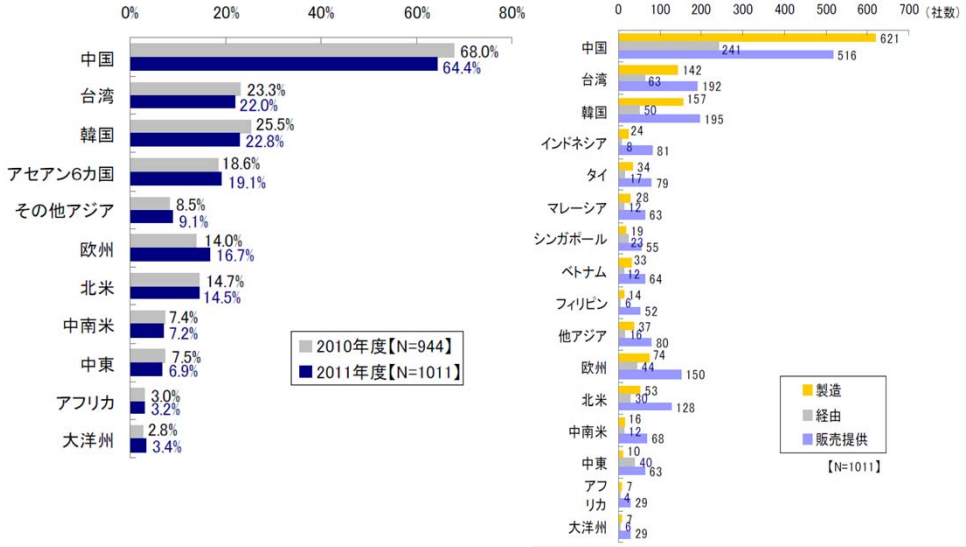

各国企業取締額(百万台湾ドル)

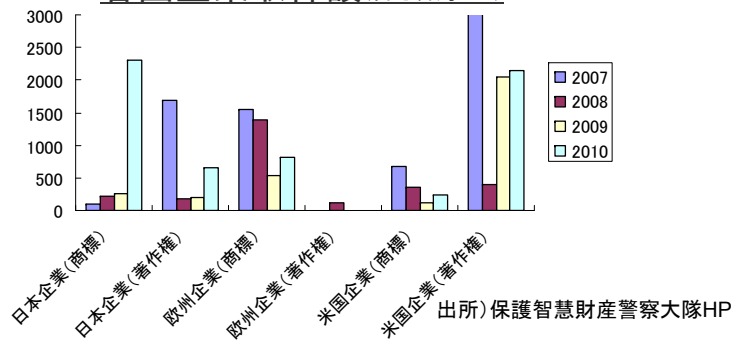

出所)保護智慧財産警察大隊HP

〇2012年1～5月期のデータでは、日本企業の取締総額が欧州、米国より多額。
（日系企業(著作権):1,359百万台湾ドル）
〇鑑定に対する企業の協力が必須

＜海外展開における日本ブランドの効果＞

経産省:2011年版もののづくり白書より引用

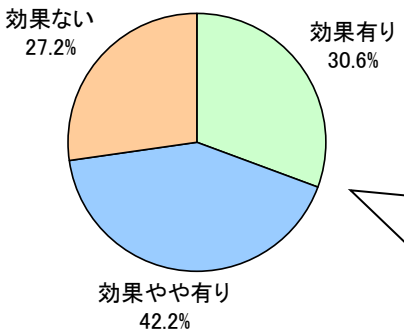

台湾では、わざと日本語字幕を利用したり、日本語でのCMが多数散見。

＜台湾人が好きな国(2008-2012年)＞

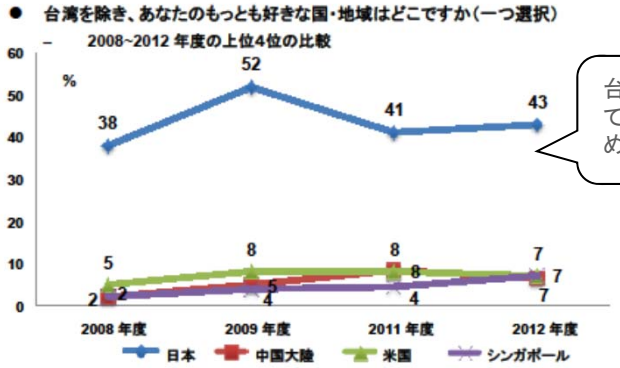

台湾において日本は極めて高評価

知的財産案件の審理の流れ

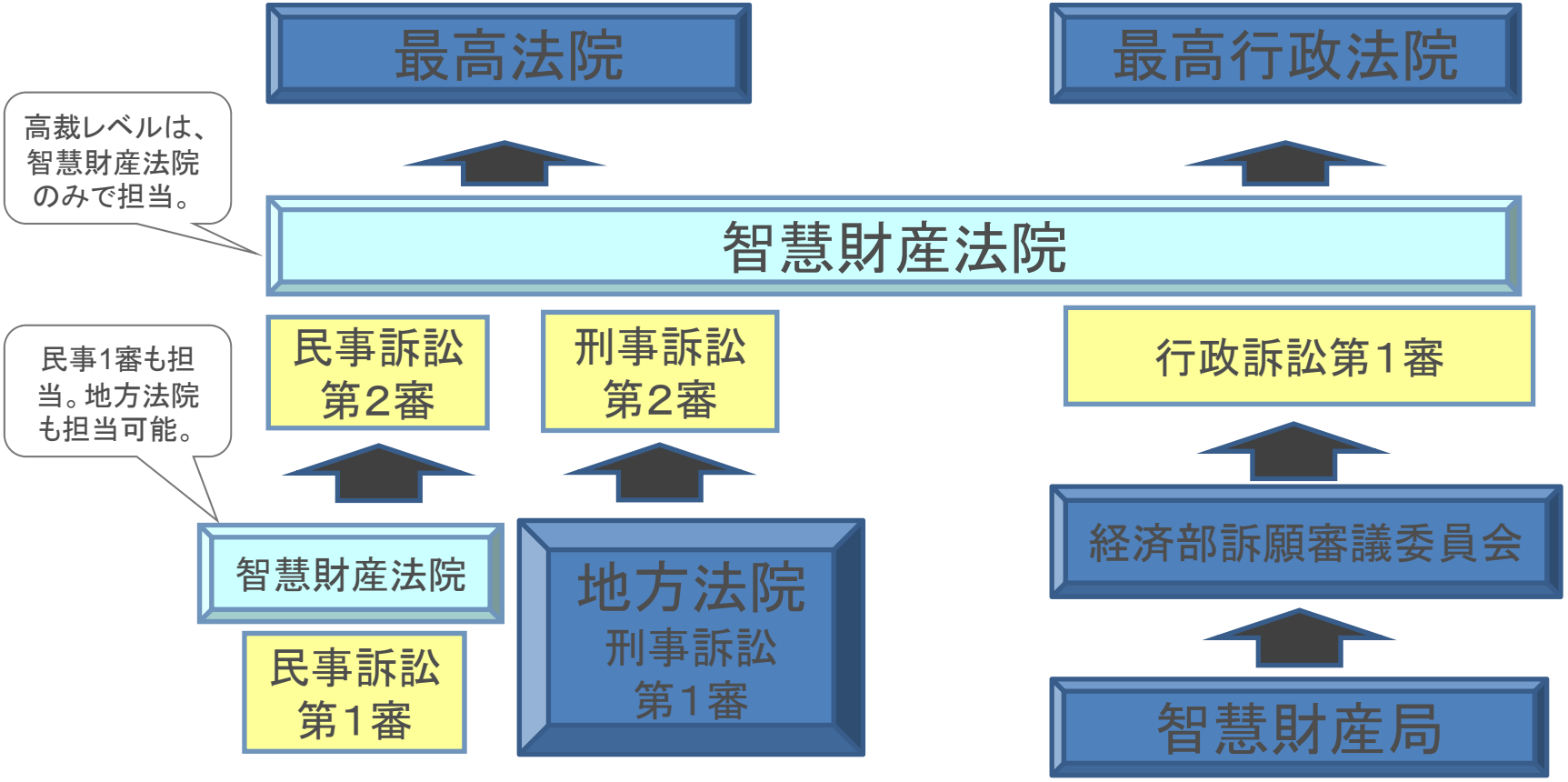

台湾知財司法の統計

＜2012年智慧財産法院民事訴訟第一審渉外事件の現状（国籍及び人数）＞

項目	原告国籍						被告国籍					
	米	日	オランダ	中	香港	その他	香港	英	スウェーデン	米	マレーシア	その他
著作権	1	1	0	2	0	0	3	2	0	1	0	2
特許権	5	6	3	0	1	2	0	2	4	1	2	2
商標権	8	1	0	0	0	4	0	0	0	1	0	1
公正取引法関連	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

現時点では、日本企業が訴えられているケースは少ないが、現地弁護士の話では、敗訴前に和解をしているケースもあり、注意は必要。

＜智慧財産法院民事第1審　日本企業勝訴率＞

項目別	勝訴率	判決件数
合計	22.5	20
著作権	33.33	3
専利権	10	10
商標権	50	5
公平交易法	0	1

注)2008.7～2011.12　勝訴件数=勝訴+一部勝訴/2

台湾知財司法の統計

＜2012年地方裁判所刑事訴訟第一審事件の現状（人数）＞

	有期懲役			拘留	罰金	無罪	不受理、免訴	撤回
	6月以下	6月～1年	1年～2年					
著作権法違反	243	50	6	25	24	38	204	5
特許法違反	0	0	0	0	0	0	0	0
商標法違反	416	9	0	621	31	46	3	0

専利権に刑事罰は存在しない。

＜2012年智慧財産法院行政訴訟第一審事件の現状＞

	起訴撤回	全部勝訴	全部敗訴	一部勝訴一部敗訴	和解	却下	管轄錯誤	合計
著作権	1	3	2	0	0	0	0	6
特許権	5	14	73	7	5	1	0	105
商標権	8	18	122	19	3	5	0	175
公正取引法関連	0	0	5	0	1	0	0	6
その他	0	0	4	0	0	0	0	4

原稿敗訴率（智慧財産局支持率）は、高く、行政判断支持率が高い。

訴願においては、専利においては、7.7%、商標については4.8%の智慧財産局不支持率

在台湾日系企業が抱える問題

商標冒認出願問題

○讃岐事件（さぬきうどん：産地商標）

讃岐　さぬき　サヌキ　SANUKI　etc.

・2007年11月、南僑化学工業有限公司から日本の在台湾讃岐うどん店が警告を受領。

・2008年4月に商標の無効審判請求の訴訟提起。（14件）　無効審判→訴願→知財高裁→最高裁での審理を経て、4件（麺類の区分）が2012年4,5月に無効で確定。

・2013年8月、全ての案件の無効が確定。

＜現地工商会、交流協会の支援＞
・現地工商会より、現地プレスへの説明（2008年3月、2011年12月）
・台湾特許庁（智慧財産局）に、日本国地名リストを審査の参考資料として提出（2008年3月、2012年）

○地名商標問題（都道府県、政令指定都市、地域団体商標、旧地名）

・2008，2011年に調査、HP等を通じ、広く周知。
・都道府県：18件、政令指定都市：6件、地域団体商標1件、旧地名17件が台湾人出願人より取得されている。
・2011年3月～2012年2月において新たに登録された案件は1件のみ。

商標冒認出願問題

○社名ロゴ等が取得されたケース

＜UCCにおける事例（UCC上島珈琲株式会社）＞

・UCCロゴにおいて、最高裁まで争われた事例。コーヒー飲料市場における日本UCCが、自転車市場の一般消費者にまで誤認・混同を起こすかが議論となった事例。高裁（智慧財産法院）では、日本側が敗訴したが、最高裁で逆転勝訴した。

＜日本UCC＞

＜台湾UCC（自転車）＞

○代理店による商標冒認出願

＜ポーターにおける事例（株式会社吉田：鞄）＞

・台湾の会社とライセンス契約を行い、株式会社吉田が台湾の会社によるポーター商標取得を許可した後、ライセンス契約終了後に、当該商標の使用禁止を申し立てた事例。しかしながら、商標取得時に、株式会社吉田がその取得に同意していたことから、ライセンス契約終了という状況に関わらず、権利の取得は有効であると台湾の高裁に判断された。

＜台湾代理店＞

＜日本ポーター＞

商標冒認出願問題

台湾は日本ブランド
のイメージが良い

＜日本の地名が使用された看板＞

＜住友商事でなく・・＞

＜有名日本企業ブランドの模倣例＞

三井グループの三井と類似

任天堂のWiiと類似（左二つは類似、右は非類似）

○ 他にも多くの日本企業より、冒認商標出願に関する相談あり。
各社に対し、事例を含めた報告書等により情報提供を行い、個別ケースについてもアドバイスを実施。
（代理店が取得するケースも散見）

○ 「未登録外国周知商標の不正出願」については、外国（日本）で使用されている場合の商標と何らかの関連性がある第三者が台湾で商標出願した場合に台湾においては拒絶される。
これまで日本の周知・著名な商標の場合には、比較的広くその関連性を認める運用がされていたが、今年頭に最高裁で厳格な運用を求める判断がなされた。

商標模倣事例の紹介

SOPHIA vs. 蘇 菲 亞

歐 瑟 咖 啡

vs.

vs.

形態模倣事例の紹介

vs.

vs.

vs.

vs.

vs.

商標に係る問題（台湾）

合理的使用に当たるのか？

指定商品の型番を商標として登録出来た事例

指定商品の型番を商標として出願：「FX35」「FX45 」「Q45 」「G35 」「G37 」「M37 」「FX37 」「350Z 」「G25」「e-NV200 」

拒絶はされたが、最終的に登録。ポイントは、出願後の使用による識別力（Secondary Meaning））の証明
（使用証拠として国外の資料も含むとの判断も）

商標に係る問題（台湾）

＜台湾会社法の改正：2011年7月1日から施行＞
他人の商標を会社名として使用し、商標権者から起訴され、改名するように確定判決が出ると、変更登記せずに継続使用した場合に、主務官庁が会社解散を命じることが可能

＜ 香奈爾（シャネル）；質屋＞

高雄市のある質屋は4 年前に「香奈爾（シャネル）」という社名で営業許可を受け、店頭、インターネットでこの名称を使用。智慧財産法院は、2011, 2012年に質屋の敗訴とし、全国紙への判決文書の掲載と改名を命じる判決、更に損害賠償を認める判決を下した。

＜施華洛（ｽﾜﾛﾌｽｷｰ）；写真館＞

結婚写真館である施華洛婚紗攝影社が「施華洛」商標を社名として使用。会社サイトのドメインや看板、名刺等でも類似する商標を使用。智慧財産法院は2012年、施華洛婚紗攝影社に対し、会社名の登記変更、類似するドメイン登記の取消、判決主文と共に新聞への謝罪文掲載を命じる判決等を下した。

商標冒認出願問題

商標冒認を防ぐために、
使用の予定はないが商標
権を取得。

3年不使用の危険

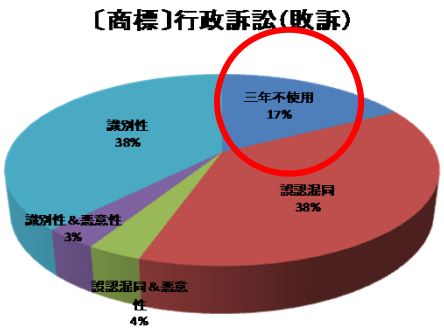

〔行政訴訟商標〕	日本企業が訴える							日本企業が訴えられる				総計
	三年不使用	誤認混同	誤認混同、悪質性	識別性	識別性、悪意性	悪意性	合計	三年不使用	誤認混同	誤認混同、悪質性	合計	
勝訴	3	23				3	29		1	1	2	31
一部勝訴一部敗訴			1				1					1
敗訴	2	6	1	11	1		21	3	5		8	29
合計	5	29	2	11	1	3	51	3	6	1	10	61

＜自己の商標等が関連業者又は消費者に広く認識されていることを証明するための資料＞

(1)商品或いはサービスに係るレシート、販売記録書類、輸出入書類及び販売高の統計明細等の資料。
(2)国内外の報道記事、雑誌又はテレビ等マスメディアにおける広告資料。
(3)商品又はサービスの販売拠点及びその販売ルート、場所の配置状況。
(4)商標等の市場における評価、鑑定価格、販売額ランキング、広告額ランキング、営業状況等の資料。
(5)商標等の使用開始時期及び継続使用していること等に関する資料。
(6)商標等が国内外に登録されていることを証明する書類。関連企業の関連商標等の登録書類も含む。
(7)社会的信用を得ている機構が発行した関連証明書類又は市場調査報告等の資料。
(8)行政機関又は司法機関が下した認定の関連書類。
(9)その他商標等が著名であることを証明できる資料。

意匠等冒認出願問題

消耗品のデッドコピーが発生

＜理由＞
・当該消耗品は特許登録が出来なかったため、意匠権で登録。（たまたま登録出来ていたケース）
・デットコピーの原因は、A社の装置販売先であるB社が台湾企業に製造させ、この企業より流れている可能性が高い。

↓

＜対応に苦慮＞
・B社は、機密情報の漏洩をしているが、大型顧客であるため、訴訟等は避けたいという意向あり。
・そのため、B社でなく、情報提供を受けた台湾企業に警告状を送付し対応。

新型モデルの部品を台湾企業が意匠登録

・台湾企業に部品を提供したところ、意匠登録を実施。
・しかしながら、日本企業が意匠登録をしていないケースも。

営業秘密漏洩問題

台湾人・台湾企業の機密漏洩に対する意識の薄さの問題

＜在台湾日系企業のヒアリング調査における発言＞
・台湾においては、日本のように定着率が高くないことが問題。ただし、法律による他社への異動の制限は難しい。
・採用面接において、前の会社の企業秘密を持参した者も存在。
・地方の方が、定着率が高いため、工場を台北外に設立。
・コアのノウハウについては、台湾人には、全ての部分を把握できないように管理。
・**ただし、中国・韓国よりは情報漏洩の問題は小さく、台湾には進出出来るとの意見も多く存在。**

経産省：2011年版もののづくり白書より引用

＜技術流出経路＞

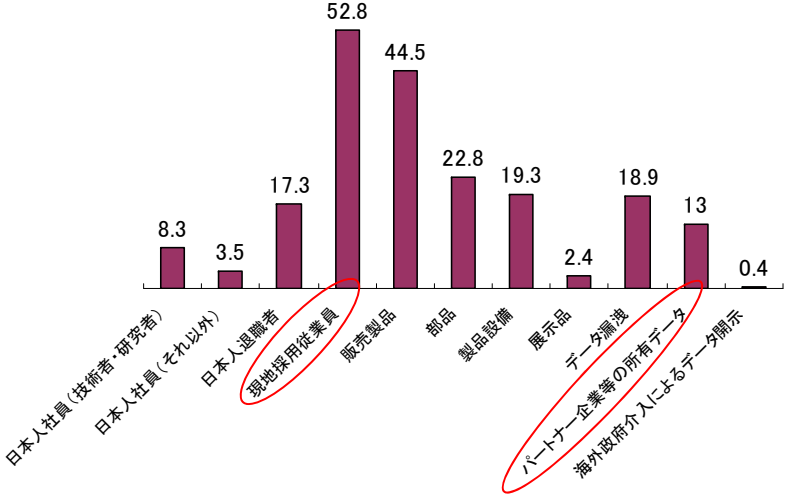

特許庁年報（2013年度）より引用

＜ノウハウ管理の手法＞

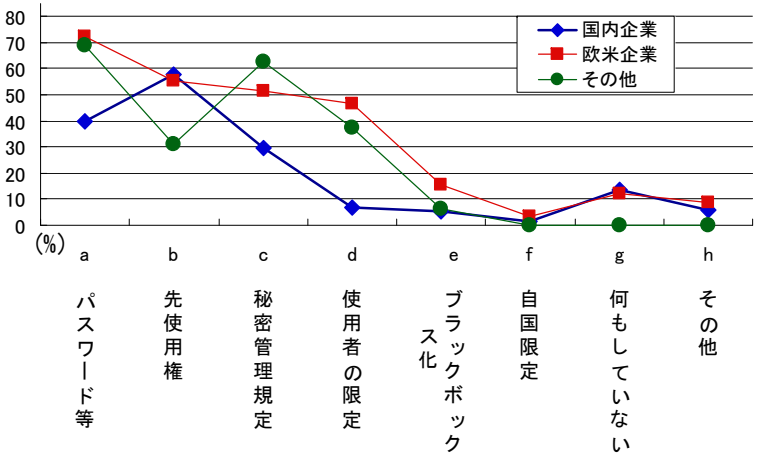

営業秘密漏洩問題

日系各社より高い関心

日系企業よりは歓迎の声

○改正営業秘密法の成立（2013年2月施行）

台湾の有名IT企業より情報漏洩の事例が発生したため、台湾で厳罰化の要求が高まり、これまで民事責任を問うのみであったが、刑事責任を問う内容が追記。

＜改正のポイント＞

・刑事罰の追加（最大5年以内の懲役、5000万台湾ドル（約1.5億円）の罰金など厳罰化）

・域外加重規定（台湾外で持ち出すことに関し、更なる厳罰処分とした上、非親告罪）

・刑事罰の両罰規定（法人の代表者又は従業員等が、業務の執行により刑事責任を負う時、法人に対しても罰金）

・違反防止行為者の保護（ 両罰規定は存在するが、法人等が違反防止行為を実施していれば、処分より除外）

＜情報漏洩疑義事件＞

TSMC（台） → サムスン（韓）
TSMC研究開発部部長が、サムスン開発部門の副総経理に就任。

友達光電（台） → TCL（中:家電）
友達光電の幹部社員2名が、TCLグループ工業研究院副院長、TCLグループ傘下子会社の開発部長に就任。

HTC（台） → 中国民間or政府？
HTCデザイン部総経理等が、自社会社（若しくは中国成都関連会社）を設立。中国と協力しスマホ開発を行う計画があるとの報道。

営業秘密漏洩問題

○現地工商会での検討（プロジェクトチームにて2013年度対応）
「台湾における先使用権の使用の可能性と台湾公証制度の調査」

台湾では営業秘密漏洩に対する意識が低く、ノウハウが漏洩し出願される危険性が存在する上、出願が厳選されていることから、先使用権による保護を検討。

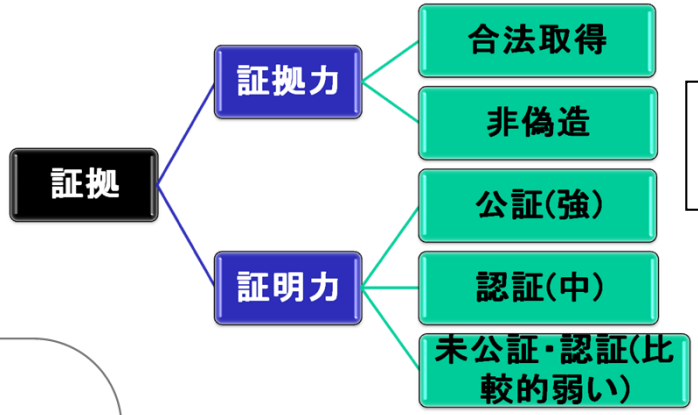

＜公証所管部署＞
台湾法務省（法務部）が所管。

公証を利用しない場合において、証拠力を高めるためには、弁護士、大学教授等による証拠の証明が有効

台湾への出願は厳選

＜日本での特許出願数＞
2012年：内国出願人287,580件　外国出願人55,030件

台湾への日本企業特許出願件数（12,646件）÷
日本への日本企業特許出願件数（287,013件）
＝4.4%

台湾特許出願数日本企業
1位　ソニー　470件（3451件）
2位　半導体ｴﾈﾙｷﾞｰ研究所　469件（1817件）
3位　住友化学　405件（2314件）

括弧内は、日本での出願数

営業秘密漏洩　～不法行為態様の例～

商業スパイ行為 ⟶ 何人であれ

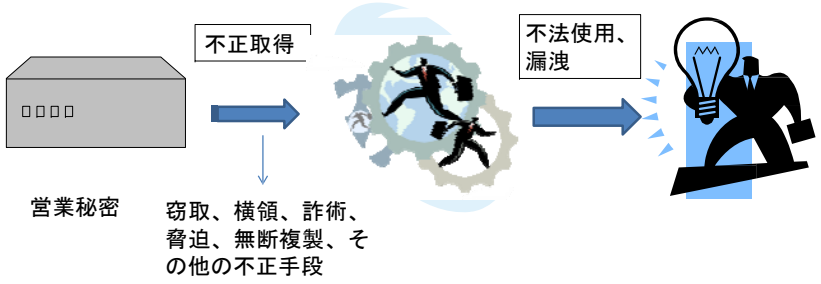

①

営業秘密を知り又は保有した者

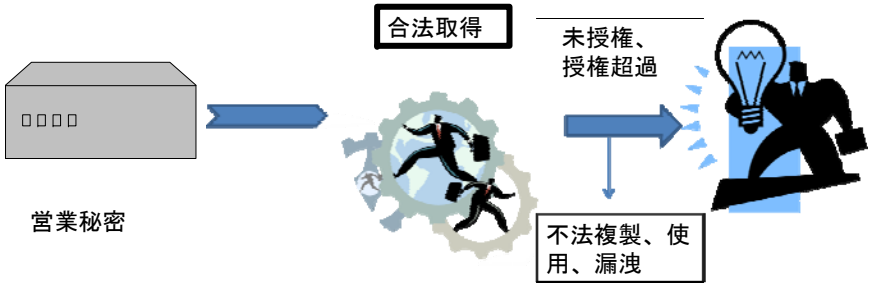

②

③

営業秘密を保有する者

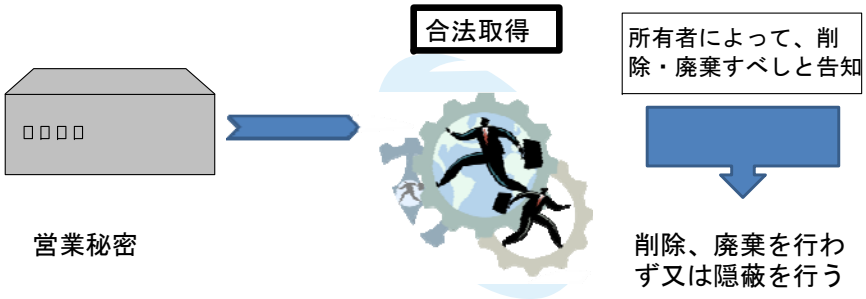

④

悪意による取得者

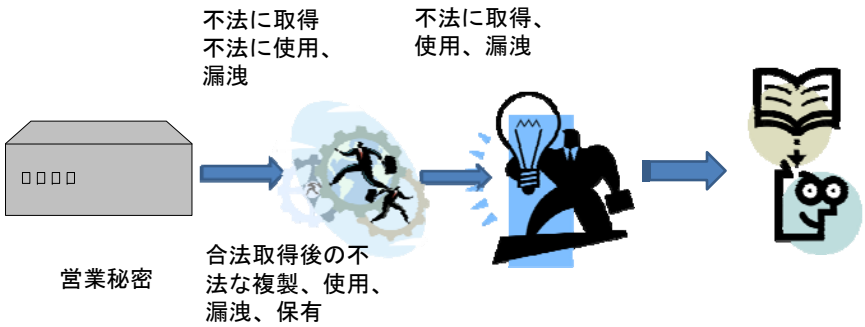

営業秘密漏洩問題（当局対応）

○台湾各地での改正営業秘密法の周知（2013年）

○営業秘密保護マニュアルの発行（2013年12月） http://chizai.twで仮訳入手可能

営業秘密法の逐条解説、重要事例、質疑応答、営業秘密管理メカニズムの紹介

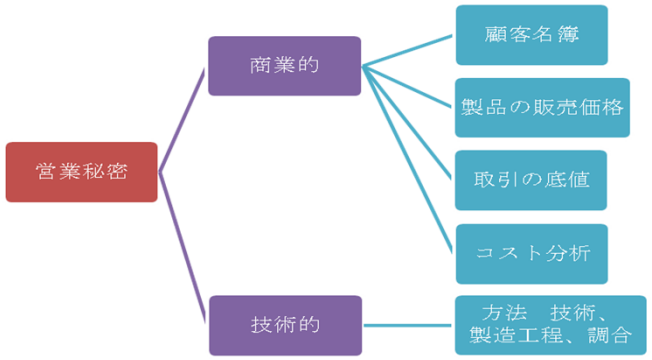

秘密性	経済性	秘密保護措置
一般的に当該種類の情報に関わる者に知られていないもの	実際の又は潜在的な経済価値を有するもの	所有者が既に合理的な秘密保護措置を取っているもの

＜事例紹介＞

甲、乙、2名はそれぞれA社でプロジェクトマネージャーとプロジェクトエンジニアをしており、2名は主にフォックスコン社の事業部で米アップル社の重要パーツに関する業務を担当。甲、乙は無断でA社と高度な競争関係にあるB社（米C社より買収済）に転職。双方で締結した競業避止義務に重大に違反で提訴。

競業避止による損害補填の代償等が無かったため、契約自体を無効と判示

甲は2002年にA社に入社し2007年に離職するまでA社で副総経理とプラットフォーム事業マザーボード事業処の総経理を担当。チップセット市場について熟知。
甲は離職時に40人規模の研究開発チームを引き連れてB社へ異動。B社が採用したUSB3.0の技術が、既にA社のUSBに関する研究開発成果を侵害していると認識。背任及び著作権侵害で告訴。

知財警察による証拠収集後、検察による差し押さえ

A社は先日、同社の副社長兼チーフデザイナー甲、処長乙、デザイナー丙の3人を、スマホカバーのデザインの外部委託を偽装し新台湾ドル1,000万以上のデザイン費用を横領した疑いで検察に告訴。この他に、甲はA社の重大な商業秘密を窃取し、甲が台湾に設立したスマホデザイン会社Bへ持ち出し、更には事前に外国のスマホ業者と交渉等した疑い。

甲らを証券取引法の背任罪、営業秘密法違反で起訴

A社の研究開発部門の前シニア処長甲は海外のB社からヘッドハンティングされた。甲はA社ですでに10数年の職歴があることからA社は甲が会社の機密をB社に漏洩して会社と国内の関連産業に取り返しのつかない損害を引き起こすのではないかと恐れ、キー技術の機密を保護するため、智慧財産法院へ「仮の地位を定める仮処分」を申請。

知財高裁は転職は認めたが、営業秘密漏洩禁止、転職紹介禁止を裁定

並行輸入問題

並行輸入：台湾における日系企業の約半数が抱える問題

＜理由＞
①台湾における価格設定の問題（他国よりも高い設定）
②台湾において日本ブランドが効力を発揮
③日本ブランドがあふれる国が近くに多数存在（日本、中国、韓国等）

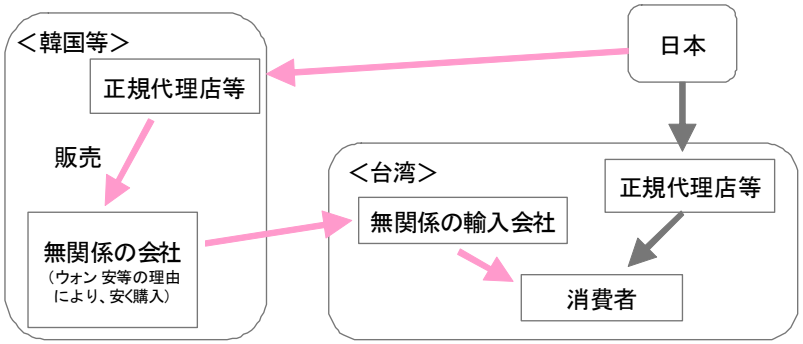

＜台湾の法律＞

・専利権（特許、実用、意匠）、商標権は適法

・著作権は不適法（国内消尽） 刑事罰はないが、民事罰可能なケースも（コンテンツ製品）

＜台湾の判例＞
①、台湾著作権法第87条第1項第4号は著作権者の輸入権を守るために設けられている。本条による**並行輸入の禁止は「著作権商品」のみ制限対象**になっている（例えば、**音楽CD、視聴CD、書籍、コンピュータプログラム**など）。なぜならば、著作権商品は内容物を注視し、商品の外観或いは日常生活の実用性の関連があまり深くは無く、たとえかかる商品は著作を含んでも、著作はかかる商品の主要用途ではなければ、台湾著作権法第87条第1項第4号の制限されていない。
②、被告人が輸入したのど飴自体は本物であるが、食品であり、創作含意を表示する著作権商品ではない。すなわち、著作権法第87条第4款に規定する規範の客体ではなく、被告人がのど飴を輸入し、かつ販売した行為は、A社の著作財産権を侵害するものではないため、著作権法第91条第1項は適用されない。

＜正当、それとも不当か＞
①並行輸入品である旨を十分表示せず、販売。
②並行輸入の商標商品を改造後販売。
（1）包装替えや詰め替え
（2）変圧器とセットで販売
③正規業者の作成した取扱説明書を無断複製
④薬物及び薬用化粧品の並行輸入
⑤中国語による商品表示、内容説明が不存在

＜正規代理店のアフターサービス＞
○法律面からは、並行輸入へのアフターサービスは義務ではない。（消費者保護法第7条）
○実務上は、各企業の販売戦略より決定

正当な並行輸入：台湾でも認められた権利（消費者に利益）

＜安い理由＞
①各国における価格設定
②正当な手続を経ていない輸入
③アフターサービスへのただ乗りの状況

②、③においては、正当な並行輸入と言えない可能性も

正当な並行輸入でない場合には、取締も可能

対中国に対する視線

＜両岸における特許出願の利用の可能性＞

（1）台湾事務所に中国出願を依頼する

（2）中国事務所に台湾出願を依頼する

（3）日本事務所に台湾及び／又は中国出願を依頼する

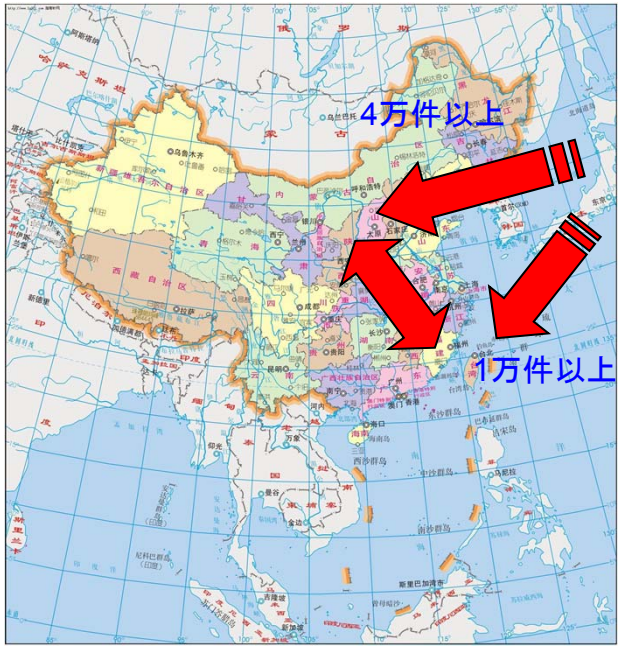

＜台湾事務所による中国明細書翻訳作業＞

1．直接翻訳

外国語明細書 → 台湾明細書
外国語明細書 → 中国明細書

2．間接翻訳

外国語明細書 → 台湾明細書 → 中国明細書

どちらにせよ、チェック体制が重要。

（異なる技術用語、簡体字の省略振り、明細書の書き方の違い、制度、運用の違い）

＜セミナー開催（東京、大阪）＞

○2013年9月25,26日に両岸における特許出願の利用の可能性に関する講演を台湾と中国の弁理士資格を有する弁理士が講演。

○単純に簡体字と繁体字を変換するだけでは充分でないことを含め、利用可能性について日本ユーザーに周知。

台湾知的財産セミナー

模倣品・海賊版対策問題

＜台湾における模倣品・海賊版取締機関＞

刑事警察大隊（台湾内の取締）

〇摘発範囲

著作権法及び商標法違反（知財のみの取締）

〇日本企業のメリット

刑事事件での取扱

①捜査能力　②裁判費用の軽減

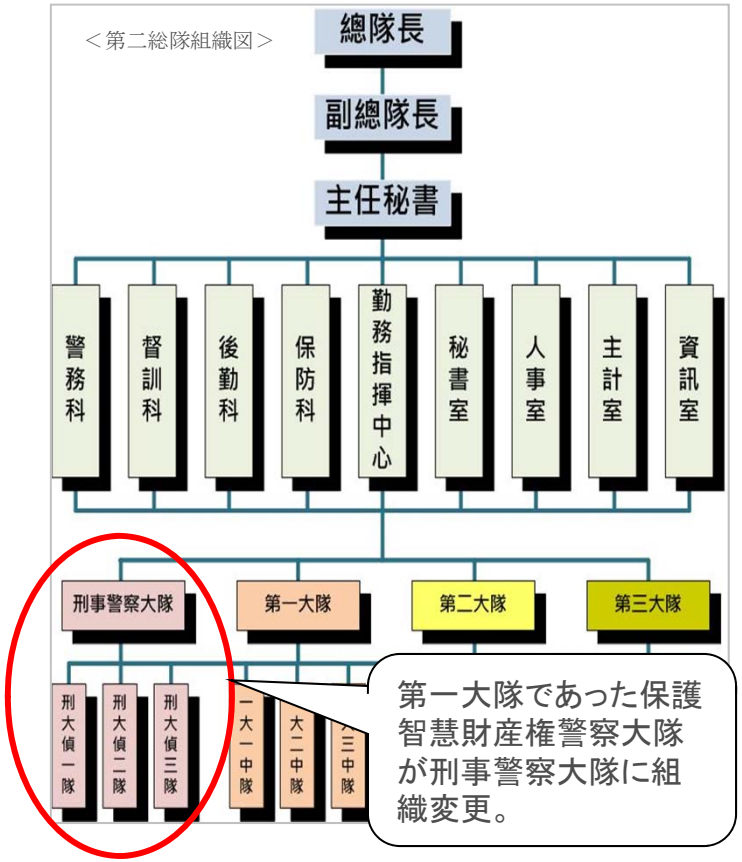

地方税関（台北、基隆、台中、高雄）

〇日本企業の採用できる対策

①告発（通報）

・模倣品の入っているコンテナ等の具体的情報の通知

②提示

・権利侵害事実などの関連する資料を添付して税関に提出することで、権利の保護と摘発への協力要請可能

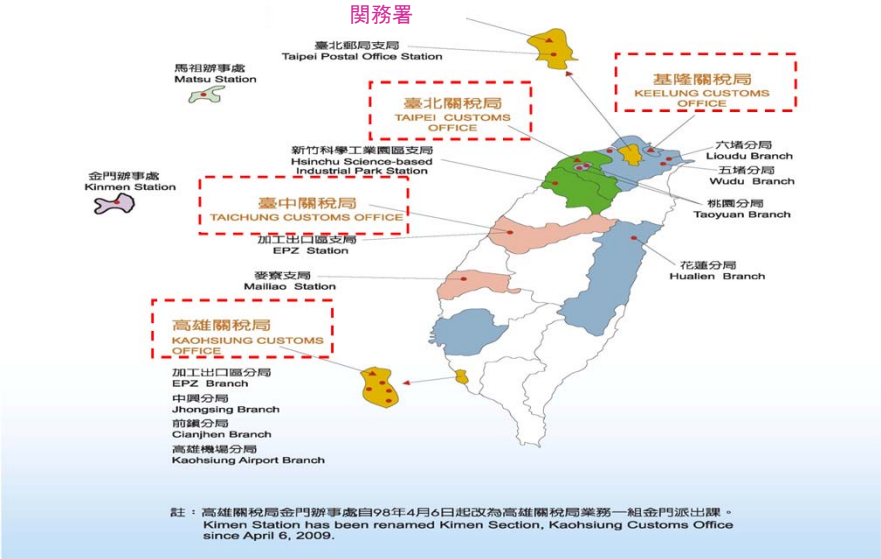

模倣品・海賊版対策問題

○知財警察（保護智慧財産権警察大隊）による日本企業関連の取締を強化

2012年度　商標権：677件（749人）　65.7億円

著作権：154件（179人）　587.8億円

（総取締件数（台湾、諸外国）：2,567件）

＜検察への移管案件（知財関連）の被告身分＞

	2010	2011	2012	2013
製造業者	508	488	433	639
卸売業者	82	83	56	39
小売業者	3774	4372	4067	4188
その他	2743	3048	3197	2928

＜台湾税関（関務署）の取締件数の推移＞

年	商標案件数	侵害商品数	侵害商品数（たばこ以外）	著作権件数	侵害商品数
2008	226	1,104,557	163,557	44	52,881
2009	270	1,215,282	188,602	45	29,425
2010	210	4,490,485	533,435	44	17,725
2011	91	61,456	61,456	18	4,590
2012	74	516,198	66,198	13	1,283
2013	89	40,914	40,914	8	515

＜参考事例＞

○A社（中小企業）

・台北市日本工商会に知財警察より偽物情報の連絡あり。日本工商会より、工商会知財相談窓口である交流協会に連絡があり、権利者に連絡。知財警察との仲介を担当。

・商標権侵害を検討したが、区分が異なるため、著作権侵害に変更。著作権侵害は親告罪であるため、告訴状の提出が必要となるため、相談窓口より弁護士事務所リストを紹介。現在権利者と警察で対応中。

台湾が国際制度外である問題

〇台湾は国際的に厳しい立場

そのため、現在加盟できている国際枠組みは、以下の二つ。

① WTO（国際貿易機関） ② APEC（アジア太平洋経済協力）

（肩書きは、「Chinese Taipei」として参加）

＜台湾の方針＞
・TPP、RSEPへの加盟を希望
・現在、NZとｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙとFTA締結

要請

①世界知的所有権機関（WIPO）
（特に、特許協力条約、マドリット協定）
②ヘーグ協定（意匠）、ブタペスト条約（微生物寄託）
③特許審査ハイウェイ、優先権書類の電子的交換

日本特許庁の対応

＜ユーザーの声＞

〇個人出願人
・PCT出願を行い、既に国際公開済みの出願案件に関し、今後台湾を指定国とするため、マッチング可能な台湾企業を紹介して欲しいとの依頼あり。

〇台湾日系企業
・台湾がPCTに参加していないため、台湾用として、年間数千万円のコストが余計にかかっている。

〇JIPAより、PPH、PDX、微生物寄託に関して要請あり。

日台バイにおける覚書等の締結
（政府同士でなく、交流協会、亜東関係協会という民間団体同士の取決め）

（1）日台特許審査ハイウェイ（2012年5月～）
（2）日台特許等優先権書類電子的交換（2013年12月2日～）
（3）日台微生物寄託（第38回日台貿易経済会議で議論予定）

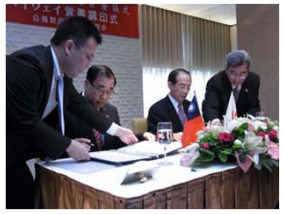
PPH取決め署名式

PDX取決め署名式

署名者は、交流協会会長（昭和電工会長）

台湾駐在員の現況

○台湾における駐在員

・知的財産のみを担当している駐在員は皆無。（経営全般、営業、技術　等）
・R＆D部門を有する企業も存在するが、台湾人が知財を担当。
・知的財産案件については、日本知的財産部が担当することが多く、現地会社は仲介をするか、日本と事務所で直接連絡で対応。

＜台湾駐在員が知的財産の知識を有する必要性＞

台湾現地の状況は、日本知財部が正確に状況を把握することは困難

・模倣品の台湾内での現状の把握、台湾における法律変更に関する状況の把握
・知財の秘密保持体制、侵害行為の把握、改良発明の把握、職務発明規定等の社内規定問題

○知財個別相談における交流協会の役割

工商会内に相談窓口の設置	台湾企業各社を訪問し意見交換	日本知財ユーザー団体への情報提供等
交流協会への相談も対応（台北事務所＆東京本部）	訪問することで、実際の状況の聴取が可能	法改正の情報だけでなく、台湾要人の訪日時に意見交換も

台北ＩＰＧの紹介

現地ユーザー団体との協力（台湾工商会＆台湾ＩＰＧ）

台北市日本工商会の組織

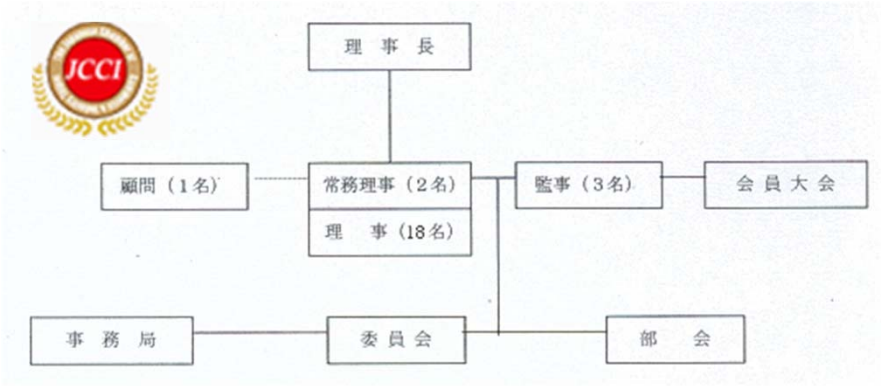

1.総務委員会
2.催事(活動)委員会
3.会報委員会
4.商務広報委員会
5.基金運営委員会
6.知的財産委員会

1.繊維部会
2.医薬品部会
3.化学品部会
4.一般機械部会
5.自動車部会
6.電機電子部会
7.情報通信部会
8.金属部会
9.食料物資部会
10.運輸観光サービス部会
11.建設部会
12.金融財務部会
13.商社部会
14.流通部会
15.合弁会社部会

設立　　1971年3月26日

会員数（2013年11月現在）
法人会員　　444社
準会員（個人での入会）　24名

台湾IPGの組織

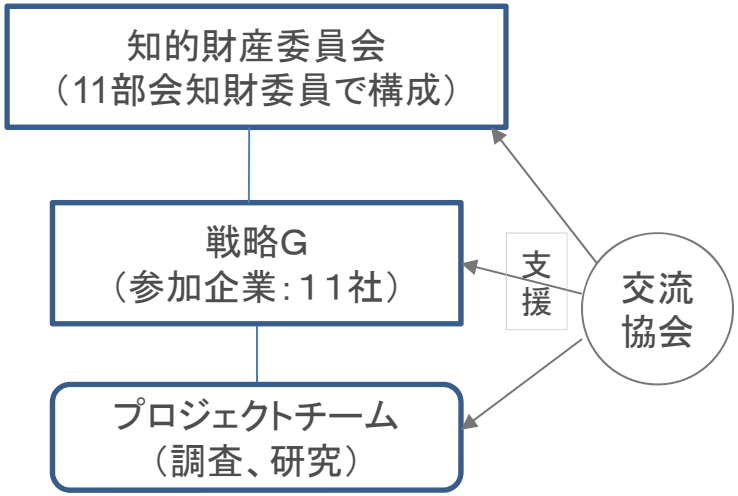

＜設　立＞　2006年9日
＜委員長＞　岸本（台湾双日　董事長）
＜委　員＞　知財に関係の深い11部会より選出

＜目　的＞
会員企業の、知的財産権に関する知識の向上と啓蒙
台湾政府諸機関への働きかけ

台北ＩＰＧの取組（交流協会支援）

■ 知的財産勉強会（4回開催）

- 趣旨：知的財産の知識の向上・企業活動に有益な情報提供
- 多彩な講師陣：下記一例
  - ・ **経済部智慧財産局　張玉英　著作権組長**
    「台湾における著作権概況と・・・」
  - ・ **交流協会経済部　　内山隆史　主任**
    「改正営業秘密法」
  - ・ **理律法律事務所　　李文傑　弁護士**
    「商標とトレードドレスによる権利保護」
  - ・ **萬国法律事務所　　鍾文岳　弁護士**
    「台湾進出における知財戦略」

■ 戦略グループ(G)会議および プロジェクトチーム(PT)会議（計6回開催）

- 企業活動に有益なテーマをPTで研究、成果を有効活用
- 研究テーマ：**「台湾における先使用権と公証制度」**

⇒研究成果は刊行物として会員企業に還元

台北ＩＰＧの取組（交流協会支援）

■ 偽造・模倣品取締り当局への活動 – 真贋鑑定研修会・会見

- 警察：保護智慧財産権警察大隊（現刑事警察大隊）にて開催（2013年4月、11月）
  税関：地方関務署（基隆、台北、台中、高雄）にて開催（2014年4月）
- 取締り当局TOPとの会見：継続的な訪問と相互協力により、強い関係を維持

保護智慧大隊　黄文超
大隊長との会見
（2013年4月）

保護智慧大隊での説明会
（2013年4月）

税関（高雄）関務長との会見（2014年4月）

智慧大隊局長との会見
（2013年11月）

税関（基隆）関務長との会見
（2014年4月）

＜商標権利集の作成＞

日系企業の商標をまとめた権利集も配布。平成25年3月に発行の第3版では、163社が参加し、税関、警察の捜査官に加え、智慧局の商標審査官、智慧財産法院等にも配布。

（関係当局に700部強）

商標権利集

台北ＩＰＧの取組（交流協会支援）

■ コンテンツグループ会議の立ち上げ

●第１回：立ち上げ会議（2013.4）

●第２回：工商会白書に関する対応（2013.6）

●第３回：「著作権と並行輸入」講演、コンテンツの普及などについて討議（2013.10）

●第４回：工商会白書、台湾弁護士、日本コンテンツ団体（CODA）との交流（2014.4）

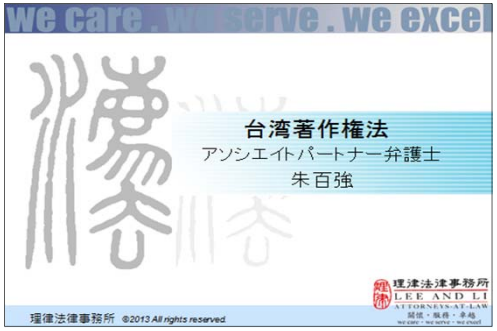

■ 工商会新規加入

● 非会員企業に対し「知財勉強会」、「権利集」を門戸開放、会員企業発掘活動において２０１３年度中７社が新規加入

台北ＩＰＧの取組（交流協会支援）

■ 日本 / 台湾政府　知財関係要人との会見・意見交換

● 台湾政府：経済部智慧財産局
王美花 局長
李鎂 副局長

経済部智慧財産局
王美花 局長との会見
（2013年6月27日）

■ 広報活動（刊行物発行、知財ニュース送付）

● 『知的財産勉強会』講演資料集（第５集）（2013年12月）
⇒工商会員　444社に配布

● 工商会会員企業に台湾知的財産ニュース、判例情報等を工商会知的財産委員会より送付

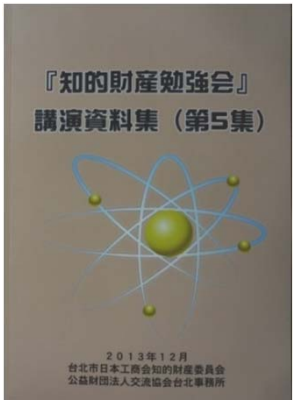

『知的財産勉強会』
講演資料集（第５集）

台北ＩＰＧの２０１４年計画

■ 従来活動の継続・より高度な情報発信

- 知的財産勉強会

  ①「東アジア各地と日本及び台湾の経済・知財の現状と課題」
  （2月22日開催済）

  ②「台湾における著作権問題の実例について」（4月16日開催済）

  ③「営業秘密の漏洩について」（智慧財産局専門家　5月予定）

  ④「台湾の先使用権と公証制度」（理律法律事務所　7月予定）

- 戦略グループ会議

  今年度プロジェクトテーマ「商標の使用について」（今後検討）

- 取締り当局に対する真贋鑑定研修会

  ①　台湾税関：基隆、台北、台中、高雄で開催予定（4月21日～25日）

  ②　刑事警察大隊（今秋予定）

- コンテンツG会合

  定期的に開催（4月16日に開催済）

台湾知的財産情報の発信

交流協会による台湾知的財産権情報の発信（http://chizai.tw/）

●台湾の知財関連法令・審査基準　●調査・研究報告書　●台湾知財関連メールマガジンの発信
●模倣対策情報　●台湾当局の提供情報　●　司法関連情報（判決情報も）

最新版の台湾法令・審査基準等の仮訳（日文）を紹介

（公財）交流協会　台北事務所
経済部貿易相談室
TEL：+886-2-2713-0870
FAX：+886-2-2713-0949